

公的年金からの特別徴収Q & A(よくある質問)

質問 公的年金とは何ですか？

答え 公的年金とは、次に掲げる年金のことです。ここでは恩給も含んで使っています。

- (1) 国民年金法、厚生年金保険法、公務員の共済組合法など規定による年金
 - (2) 過去の勤務により会社などから支払われる年金
 - (3) 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で(1)に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの
- 例としては、国民年金・厚生年金・国家公務員共済年金などがあります。

質問 なぜ公的年金から特別徴収するのですか。特別徴収されて、メリットはありますか？

答え 現在公的年金を受給されており市・県民税を納税する義務のある方には、年4回金融機関や口座振替によって、市・県民税を納めていただいています。

この制度の導入により、公的年金を支給する日本年金機構等の年金保険者が市・県民税を年金から特別徴収（引き落とし）し、市へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれ、納税のし忘れを防ぐことができます。また、年6回の年金ごとに納めることにより、個人が年4回で納付する普通徴収に比べ、1回あたりの負担額が少なくて済みます。

質問 年金からの特別徴収をやめ、普通徴収を選択することはできますか？

答え 地方税法により公的年金等に係る所得から算出される税額については、公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされており、原則として公的年金等を受給しているすべての納税者が対象となっています。したがって、ご本人が選択することはできません。

質問 税額は増えますか？

答え 税金の徴収方法は変更になりますが、新たな税負担は生じません。
給与所得にかかる税額がある方は、年金分とは別に納めていただく形になりますが、税額が増えたり、二重に税金がかかる事はありません。

質問 能美市に住んでいる者だけが対象なのですか？

答え 平成 21 年 10 月から全国の市区町村で実施されています。

質問 2つ以上の公的年金を受給していますが、どの年金から特別徴収されるのですか？

答え 市・県民税が特別徴収される公的年金は、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の老齢
又は退職を支給事由とする公的年金で、対象となる年金が2つ以上ある場合には、1つの年金から引き落としされます。
具体的には、介護保険料が特別徴収される年金と同じ年金から特別徴収されることになります。

質問 年度途中で公的年金からの特別徴収が中止され、普通徴収へ変更となる場合がありますか？

答え 本人が死亡した場合、能美市の介護保険の特別徴収対象被保険者でなくなった場合などは、特別徴収が中止され、残額は普通徴収に切り替わります。

質問 年度途中で公的年金からの特別徴収が中止された場合、再開はいつになりますか？

答え 公的年金からの特別徴収が再開されるのは、翌年度 10 月の年金支給分からになります。再開されるまでの間は、普通徴収の方法で納めていただくことになります。

※再開後の特別徴収税額等については、翌年6月に改めてお知らせいたします。

質問 特別徴収されていた人が年度途中で亡くなった場合、どのような手続きが必要ですか？

答え 年金受給者が亡くなった場合は、それぞれの年金保険者へ届出をする必要があります。年金保険者への届出が遅れた場合は、死亡後の年金から特別徴収された税額の還付処理も遅れますのでご注意ください。
(届出を提出後1～2ヵ月後の還付となります。)